一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県上伊那郡飯島町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、飯島町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、立木の伐採を禁止する。

飯島町（次の図に示す部分に限る。）

2　次の森林については、主伐は、択伐による。

飯島町（国有林）、飯島町（次の図に示す部分に限る。）

3　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

4　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

5　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び飯島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年五月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県上伊那郡飯島町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、立木の伐採を禁止する。

飯島町（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び飯島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年五月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県栗原市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年五月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県岡崎市奥殿町字戸井田洞三一、三三、三六、真福寺町字越田三五の二、六五の一、六五の三、六五の四、字中ノ坂二の二（次の図に示す部分に限る。）、一一の八、字北谷七五の二、字西谷一一の一、一三の一、一三の二、三一の二、四三の三、四四の二、五〇の二、五一の二、五二の二、八八の二、八九の一、九〇、九一の一（次の図に示す部分に限る。）、奥山田町字松ヶ入四八の二、五一の二、字洞五二、六一、字山田八、一四、三二、三三、六四、七二、二〇の一・二〇の二・三四の一・三五の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、恵田町字北横八四の三、小美町字山中沢二七の一（次の図に示す部分に限る。）、日影町字北方二三の一（次の図に示す部分に限る。）、池金町字下落合七一の八九から七一の九二まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年五月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町三都橋字落目浦一の一、一の一七、字落目八三の一九、八三の四三、八三の五七、八三の六〇、八三の六三から八三の六七まで、八三の七二、八三の七六、八三の七八、八三の七九、八三の八七から八三の九四まで、八三の九六、八三の一九五、八三の一九六、八三の一九八、八三の二一九、八三の二二二

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡設楽町東納庫字川向九の一、九の二、清崎字橋ノ沢二、字切石一の九、八橋字大野二の一〇八、二の一四七、二の一六一、字中山二の三六、二の四〇、豊根村坂宇場字中野一六、一七、一七の一、一八の一、一八の七、一八の八、二〇、二二、二五、二五の一、二六、二六の一、東栄町大字川角字前坂一三・一三の一・一三の二・一六・一六の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備